

第7期菊陽町総合計画策定支援業務委託 仕様書

1. 名称

第7期菊陽町総合計画策定支援業務委託

2. 業務の目的

本町では、2021（令和3）年3月に第6期菊陽町総合計画（以下「現計画」という。）と、第2期菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「現戦略」という。）を策定しているが、2021（令和3）年11月にTSMC進出が決定以降、本町を取り巻く状況の変化は著しく、町の抱える課題や必要とする施策も大きく変化している。

TSMCの進出をはじめとする半導体産業の集積は、重要な国家プロジェクトであり、今後、本町はその一翼を担っていくことになり、国や県も様々な支援を表明している中、本町においては、特に、ハード・ソフトによる交通渋滞対策、地下水保全、下水処理などの課題への対応、新駅を中心とした市街地整備事業、スポーツ・教育環境の整備、DXの推進、多文化共生などへの取組など、積極的かつ迅速な対応が求められる。

そして何より、この進出効果を町民に実感してもらえるよう、日本一のまちづくりを力強く進める必要があることから、新たに第7期菊陽町総合計画（以下「新計画」という。）と、地方版総合戦略である菊陽町デジタル田園都市構想総合戦略（以下「新戦略」という。）を一体的に策定することを目的とする。

また、新計画については、新たな視点及び町長の政策提言を踏まえることとする。

なお、策定にあたっては、現計画・現戦略の検証、本町の現状と課題点、町民ニーズや町を取り巻く社会経済情勢等の多くのデータ収集と多様で高度な分析が必要である。については、新計画・新戦略の策定に係る作業や現状分析等を円滑に実施するために必要となる支援について、豊富な経験と高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に支援できる事業者へ委託するものである。

■町長の政策提言「8つの政策分野」

- ① 未来への投資：世界で輝ける「新しい菊陽」になるために
- ② 潜在能力への投資：まちに秘められた才能に気付く「新しい菊陽」になるために
- ③ 生活・喜びへの投資：人生で得られる喜びのある「新しい菊陽」になるために
- ④ スポーツと文化への投資：一人ひとりを元気に、心豊かにできる「新しい菊陽」になるために
- ⑤ 教育への投資：これまでにない価値を生み出す「新しい菊陽」になるために
- ⑥ 安全への投資：人と社会との調和の取れる「新しい菊陽」になるために
- ⑦ 地域への投資：地域経済の好循環を生み出す「新しい菊陽」になるために
- ⑧ 町民サービス向上への投資：地域に密着し、住み慣れた地域で暮らしていくことが出来る「新しい菊陽」になるために

3.業務期間

契約締結日から2025（令和7）年3月31日（月）まで

4.計画の構成及び期間

【新計画】

（1）基本構想

基本構想は、策定から10年間の展望して本町が目指すべき将来像と、それを実現するために必要な施策の方向性を明らかにするもので、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度を目標とする10年間の計画期間とする。

（2）基本計画

基本計画は、基本構想に基づき本町として取り組んでいく具体的な施策を示すものである。2025（令和7）年度から2029（令和11）年度を前期基本計画とする。

【新戦略】

新戦略は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間の計画期間とする。

5.策定体制

（1）住民参加

① 町民意識調査

まちづくりに対する町民ニーズを把握するため、無作為抽出の郵送によるアンケート調査を実施する。

② 中学生アンケート

まちづくりに対する中学生の意見を把握するため、中学生アンケートを実施する。

③ 町民ワークショップ

DXなどさまざまな分野の団体代表者、町民公募委員等で構成し、町が目指すべき方向性や町民・地域・事業者・行政がまちづくりを進める中で果たす役割などについて、新計画の素案を検討する。

④ 住民懇談会

小学校区別（6校区）の住民懇談会を開催し、住民と町当局の意見交換を行う。

⑤ パブリックコメント

新計画・新戦略の素案を町のホームページなどで公開し、町民から寄せられた意見に対しての町の考え方と意見を公表するとともに、意見を新計画・新戦略の策定に活かす。

（2）庁内体制

① 総合計画・総合戦略策定委員会

副町長、各部課等の長で構成し、総合計画・総合戦略にかかる各施策の横断的な調整、また重要な事項の協議、新計画・新戦略原案の作成を行う。なお、策定委員会の下に係長級の職員で組織する作業部会を設ける。

② 総合計画・総合戦略策定プロジェクトチーム

総合計画・総合戦略策定プロジェクトチーム（以下「新計画PT」という。）は、町職員で構成され、数班設置して新計画・新戦略の素案を検討する。

(3) 審議体制

① 菊陽町総合計画策定審議会及び菊陽町デジタル田園都市構想総合戦略推進会議

町長の諮問機関として学識経験者、さまざまな分野の団体代表者や町民公募委員で構成し、総合計画・総合戦略に関する事項を審議し、答申を行う。

② 菊陽町議会

基本構想は、条例による議決事件とする予定となっているため、町長から最終的な新計画(案)を議案として提案し、町議会による審議を経て議決する。

6. 業務内容

新計画・新戦略の策定作業を効率的に進めるために下記の業務を行うものとする。

なお、業務内容については、新計画・新戦略に必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案等により、仕様の変更を行う場合がある。

(1) 計画準備

本業務の目的を十分に把握し、本町と調整を図ったうえで業務内容とそのスケジュール、役割分担や業務実施体制等を明確にした合理的な業務実施計画書を作成する。

(2) 基礎調査業務

- ① 現計画の施策別の課題及び問題点の整理
- ② 現戦略の評価及び検証
- ③ 国、熊本県の計画や個別計画等の整理及び新計画・新戦略への影響を分析
- ④ 人口動態、市街地形成、地域特性や本町を取り巻く社会経済情勢の変化の分析
- ⑤ 人口予測や財政収支予測の作成
- ⑥ 町民意識調査の実施及び結果集計・分析

a. 町民を対象に郵送アンケート

※2023（令和5）年度に実施予定

※無作為抽出による18歳以上の町民約4,500人を対象に実施予定

※一部カラー印刷、WEB回答用フォームも用意

《役割分担》

町	受託者
<ul style="list-style-type: none">・ 調査票の設計・ 対象者の抽出・ 封筒の調達・ 宛名ラベルの印刷	<ul style="list-style-type: none">・ 調査票の設計・ 調査票用紙の調達・ 調査票、封筒の印刷・ 宛名ラベルの貼付・ 封入・封緘・ 調査票の発送、回収（郵送料含む）・ データ入力、集計、分析

b. 中学生を対象にアンケート

※町内の中学校3年生約500人を対象に実施予定

《役割分担》

町	受託者
・調査票の設計 ・調査票配布、回収	・調査票の設計 ・調査票用紙の調達 ・調査票の印刷 ・データ入力、集計、分析

c. 外国人住民を対象にウェブアンケート

※外国人対応のためWEBアンケートを多言語化（英語、中国語（繁体・簡体））

(3) 町民の意見や提案を反映するための住民参画支援

- ① 小学校区別（6校区）の住民懇談会に関する支援を行う。
- ② さまざまな分野の団体へのヒアリングに関する支援を行う。
- ③ 新計画の素案・新戦略の素案に関するパブリックコメント実施時における資料作成、意見の取りまとめの支援を行う。また意見等を新計画（案）・新戦略（案）に反映する検討に関する支援を行う。

(4) 策定委員会の運営支援

会議に出席し、会議運営に伴う提案、資料作成、議事録作成及び説明の支援を行う。また、会議の意見等を踏まえた新計画（案）・新戦略（案）の検討に関する支援を行う。

《会議想定回数》5回（うち2023（令和5）年度1回）

(5) 新計画PT会議及び総合計画研究会の運営支援

会議に出席し、会議運営に伴う提案、資料作成、議事録作成及び説明の支援を行う。また、研究会での意見等を踏まえた新計画の素案の検討及び作成に関する支援を行う。

《会議想定回数》5回（うち2023（令和5）年度1回）

(6) 総合計画策定審議会及びデジタル田園都市構想総合戦略推進会議の運営支援

会議に出席し、審議会運営に伴う提案、資料作成、議事録作成及び説明の支援を行う。また、審議会での意見等を踏まえた新計画（案）の検討及び作成に関する支援を行う。

《会議想定回数》5回（うち2023（令和5）年度1回）

(7) 基本構想（案）及び基本計画（案）の検討・策定支援

審議会での意見、現計画の検証を踏まえた基本構想（案）及び基本計画（案）の検討・策定に関する支援を行う。

(8) 新戦略の検討・策定支援

会議等での意見、現戦略の検証を踏まえた新戦略（案）の検討・策定に関する支援を行う。

(9) 新計画（案）及び新戦略（案）の資料作成支援

新計画（案）及び新戦略（案）については、策定後に印刷物を作成することとしており、冊子内に必要な用語解説等の資料作成に関する支援を行う。

(10) 総合計画進行管理の仕組みづくり支援

基本計画で示した各施策に連動した目標を達成するための具体的な事業計画の作成に関する支援を行う。

(11) その他業務

上記の業務に伴う対面による事前打ち合わせを10回程度行う。

7. 計画策定のスケジュール

計画策定のスケジュールについては、以下のとおりとする。

2023（令和5）年度

- 計画準備
- 基礎調査業務
- 町民の意見や提案を反映するための住民参画支援
- 総合計画策定委員会の運営支援
- 各PT会議及び総合計画研究会の運営支援
- 総合計画審議会の運営支援
- 現計画・現戦略の検証支援

2024（令和6）年度

- 基礎調査業務
- 町民の意見や提案を反映するための住民参画支援
- 総合計画策定委員会の運営支援
- 各PT会議及び総合計画研究会の運営支援
- 総合計画審議会の運営支援
- 基本構想（案）及び基本計画（案）の検討・策定支援
- 新戦略（案）の検討・策定支援
- ★1月頃 基本計画素案・新戦略素案パブリックコメント
- ★3月定例会において新計画（案）・新戦略（案）を議会報告予定

8. 成果品

想定する成果品は以下のとおりとする。

(1) 2023（令和5）年度

- 現計画の進捗状況・検証結果・結果報告書
- 会議の議事録等の資料
- その他、本業務の進捗状況により町と協議し決定した書類

(2) 2024（令和6）年度

- 基礎調査業務に係る結果、分析結果、予測結果報告書
- 会議の議事録等の資料
- 基本構想（案）
- 新計画（案）
- 新戦略（案）
- その他、町と協議し決定した書類

9. その他

(1) 業務管理

- ① 受託者は、本業務を円滑に進めるため、十分な知識と経験を有する者を配置すること。
- ② 受託者は、業務の遂行に当たり、本業務に係る関係法令を順守しなければならない。

(2) 秘密保持

受託者は、本業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他に漏らしてはならない。履行期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

受託者は、業務中に生じた事故並びに町及び第三者に与えた損害に対して責任を負い、町の指示に従い、受託者の責任において処理するものとする。

(4) 資料の借用

受託者は、本業務に必要な資料で、町が所有している提供可能な資料について借用を申し入れることができる。借用に当たっては借用書を提出し、借用期間中は適正に管理するとともに、業務終了後速やかに返却しなければならない。

(5) 成果品等の帰属

本業務で作成された成果品及び成果品に係る権利は、町に帰属するものとする。受託者は、町の許可なく他に公表、貸与及び使用してはならない。

(6) 疑義の解決

本仕様書に記載された内容に疑義が生じたとき、又は定めのない事項が生じたときは、受託者は町と協議を行い、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

(7) 業務完了報告及び完了検査

受託者は、業務を完了したときは、町に対し業務完了報告書（工程表〔実績〕を含む）を提出しなければならない。町は、業務完了報告書を受領したときは、完了検査を行い、検査に合格したときは、受託者に対し検査合格の通知を行う。

(8) その他

- ① 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由により成果物に不良箇所が発見されたときは、受託者は速やかに訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- ② 仕様書に記載されていない事項であっても、業務の遂行上必要と認められる事項については、協議の上、実施すること。
- ③ 本業務は、「菊陽町都市計画マスタープラン」の改訂等、関係部署と連携して進めることとしているため、作業に当たっては特に留意すること。